

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0826)

本審議会 第450回

令和4年10月28日 公開

開催日時	令和4年10月28日(金)	15時50分～16時09分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 特定最低賃金改正決定の審議結果について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻を過ぎております。事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の計15名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>賃金室長の木村でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、審議会の開催が設営に手間取ってしまって、遅れてしまい申し訳ありません。</p>

	<p>それではただいまから、第 450 回群馬地方最低賃金審議会を開催したいと思います。</p> <p>議事進行につきましては、 会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金改正決定の審議結果につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。着座にて失礼いたします。</p> <p>特定最低賃金の、各専門部会の審議経過及び結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>お手元にお配りしてございます、資料 1 をご覧ください。</p> <p>記載のとおり日程で、鉄鋼、機械、電気及び輸送の専門部会が開催されまして、各専門部会では、はじめに労使委員の皆様がそれぞれの立場でご意見を述べられ、その後は労使が歩み寄りつつ、ご審議をいただきました。</p> <p>その結果、鉄鋼、機械、電気、及び輸送の 4 業種すべての専門部会におきまして、「30 円」の引上げが全会一致で議決されたところでございます。</p> <p>資料 2 が各専門部会の報告書と答申文の写しでございます。</p> <p>報告書と答申文は、内容が同じでございます。代表して鉄鋼専門部会報告書を読み上げさせていただきたいと思っております。</p> <p>それにて、ご報告とさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、報告書をご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">【報告書 朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から各専門部会の審議結果の報告がございました。</p> <p>4 業種の専門部会を代表いたしまして、私から所感を述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>特定最低賃金の改正にあたりまして、労使委員の先生方のイニシアティブを十分に発揮され、それぞれの専門部会で、本当に真</p>

	<p>剣に話し合っていたいただきました。</p> <p>その結果、すべての専門部会において、全会一致で議決されたことは、私ども公益委員といたしましても、本当に感謝しているところでございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の先生方で、感想も含め、ご意見があればお伺いしたいと思えます。</p> <p>労働者側委員の先生から、いかがでしょうか。</p>
労働者委員	はい。
会長	■■■■委員、お願いいたします。
労働者委員	<p>労働側委員の■■■■より発言させていただきます。</p> <p>今回の特定最賃の審議においては、昨今の円安やエネルギーコストの上昇、原材料の高騰等で、経営環境が難しい中にある中にも関わらず、使用者側の皆様には真摯なご論議をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>昨年以上に厳しい協議となりましたが、労使がお互いに譲れないギリギリのラインまで歩み寄って、4業種がそれぞれに「30円」の引上げで合意ができましたことを、大変嬉しく思っております。</p> <p>併せて、公益委員の先生方のご理解とご協力に、深く感謝申し上げます。</p> <p>今回の「30円」の引上げ額は、地域別最賃と同額に、過去最高額となりますので、この改定結果をしっかりと受け止め、労使協働のもと、産業の発展に努力しながら、魅力ある群馬県に繋げていくことが重要と思えますので、引き続きの連携をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の先生からも、いかがでしょうか。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>それでは、私■■■■から。</p> <p>いま、■■■■委員からお話があったとおり、「30円」ということで、4業種それぞれが、労使で合意が出来たというところだと思います。</p> <p>振り返ってみますと、3年前のコロナ感染症が発症した当時よ</p>

りも、 委員からもお話がありました。会社を経営する立場からしてみますと、経営環境は非常に厳しいものになっております。原材料の高騰しかり、為替の問題しかり、あとは、半導体の入手問題。これは未だにずっと継続している問題でございます。その中で、県の最低賃金が30円ということで、過去最高額で決定した関係もあり、やはりこの特定最低賃金も、なんとかそこで歩み寄れないかという議論を、最後の最後までやらせていただきました。

結果、諸物価が上がっていることも事実でございますし、社員のやる気と生活力向上も考えて、やはり「30円」というところで労使歩み寄れたというところだと思っています。

引き続き、安定した経営を目指しながら、雇用の継続も意識して、あとは賃金の上昇も。バランスが取れた経営を目指していかなければならないのかなと感じております。

公益の先生方はじめ、労側委員の皆様、ご理解いただきまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

公益委員の先生方は、いかがでしょうか。

【特になし】

会長

そうしましたら、その他の委員の先生方は、いかがでしょうか。

【特になし】

会長

はい。ないようですので、次に進めさせていただきます。

その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

1つご了解いただきたいのですが、先ほど私専門部会の審議経過及び結果についてご報告した時、鉄鋼の部分しか朗読しなくて、他の3業種の報告をしなかったのですが、お時間いただけますでしょうか。

会長

よろしくお願いたします。

事務局	<p>それでは、先ほど、鉄鋼専門部会の報告書を代表して読み上げさせていただきましたが、その他3業種につきまして、別紙の時間額のみ報告させていただきたいと思ひます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書 朗読】</p>
事務局	<p>以上でございます。</p> <p>それでは、戻りまして、その他の関連でご説明をさせていただきますと思ひます。</p> <p>今後の予定でございますが、1点目は、異議申出の締切日でございます。</p> <p>本日、答申が4業種出揃いましたので、これから4業種の異議申出の公示を行います。</p> <p>今後、異議申出があった場合は、11月15日（火）午前10時から、こちらの会場におきまして審議会を開催してご審議いただく予定としております。例年は異議の申出がないことから、審議会は開催していない状況でございます。</p> <p>一応、11月15日の審議会の開催の有無は、異議申出の締切日の11月14日（月）の午後6時頃までにメールにてお知らせをさせていただきますので、お手数ではございますが、ご確認をさせていただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、電話連絡を希望される委員の方は、個別にお申し付けいただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>効力発生予定日でございます。特定最低賃金の効力発生日は4業種同一日としております。異議の申出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>3点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をお願いいたします。</p> <p>4点目でございます。</p>

	<p>来年度の特定最低賃金の意向表明等の報告をさせていただき審議会についてです。委員の皆様には、日程調整をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>特定最低賃金の意向表明に係る審議会は、令和5年3月3日（金）午後1時30分から、開催させていただき予定でございます。</p> <p>したがって、改正等の申出を行う業種につきましては、その意向につきまして、来年2月上旬を目途に、労働局長あてに文書でご提出いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から4点、説明がございました。</p> <p>1点目は、異議申出に係る審議会の開催についてです。</p> <p>例年は異議の申出がないことから開催しておりませんが、今年度の状況は事務局からの連絡を確認していただき、異議申出があった場合には、委員の先生方の出席をお願いいたします。</p> <p>2点目は、発効予定日です。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日は4業種同一日としており、最短で12月29日になりますが、諸事情により官報公示がずれて遅れる場合もあるとのこと。</p> <p>3点目は、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われる場合の確認についてです。</p> <p>4点目は、来年度の特定最低賃金の意向表明に係る審議会を、3月3日午後1時30分から開催すること。このため、意向表明は2月上旬までをお願いしたいとのこと。</p> <p>以上4点につきまして、事務局提案のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい。それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>その他、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
会長	<p>はい。委員の先生方、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>

会長	<p>はい。意見等ないようです。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで、第 450 回最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議、誠にありがとうございました。</p>
----	--